



JSHCT Letter No.70

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

一般社団法人日本造血細胞移植学会

April 2018

目次

第40回日本造血細胞学会総会を開催して	ii - iii
平成30学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ	iv
ワーキンググループ新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとお願い	vi
定款、定款施行細則	vii - xii
看護部会企画「第40回日本造血細胞移植学会総会 報告(看護部会)」	xiii
私の選んだ重要論文.....	xiv
施設紹介「今村総合病院 血液内科」	xv
会員の声「福島県立医科大学 血液内科 池添隆之 先生」	xvi
各種委員会からのお知らせ.....	xvii

第40回日本造血細胞学会総会を開催して

第40回日本造血細胞学会総会会長 豊嶋 崇徳
(北海道大学大学院医学研究院 血液内科 教授)

今年、40回の節目を迎えた日本造血細胞移植学会総会を2月1-3日、札幌で開催しました。実は会場取り壊しのため今年が札幌で大規模な学会を開催できる最後のチャンスでした。決定したのが3年前であったにもかかわらず、予約でいっぱいまで苦勞したあげく2月1-3日を確保できました。これが最も寒く降雪欠航のリスクが高い時期に開催しなければならなかった理由です。

総会の象徴であるポスターは、都市をイメージした男性的なものが定番ですが、“誰がみても冬の北海道とイメージでき明るくわくわくするポスター”にしたいと伝え、運営スタッフから最初に提示されたのがあの雪だるまで、即断即決しました。雪だるまポスターは大変評判がよく、公開市民セミナーのちらしとして地下鉄、市電の車両に掲載され、ランチの弁当の包装にも使用されました。雪がちらほら舞う雪だるまの学会ホームページも既成概念を覆す美しく美しいものでした。第40回大会の強烈なイメージとして多くの参加者の心に残り続けるでしょう。

総会テーマは“未来の造血細胞移植”でした。移植医療の現場では患者さんの小さな変化を見逃すまいと“虫の目”を凝らしています。しかし時には、現場を離れて大空を舞う“鳥の目”で大きく俯瞰してみることも大切です。そうすると今まで見えてこなかった新たな視点が創造されます。将来を担う若者に、未来の造血細胞移植の夢をみせたいと、そして造血細胞移植のバトンが世代を超えて永遠に渡されていくことを願い、このテーマを選びました。あとは自然とこのイメージに沿って企画が決まっていきました。

次に学会総会に対する私の考え方をスタッフに伝えました。わが国の移植医療が発展してきた歴史を振り返ってみると、たとえばPBSCT、臍帯血、ミニ移植が海外で開発された時、ただ論文を読むだけでは日本で応用するのはとても無理です。先輩たちが、アメリカの移植学会、当時は開催地のスキーリゾートに因みKeystone Symposiumと呼ばれていました、に参加し、第一人者の発表を生で聞き、会場の熱を肌で感じ、質疑応答からコツを学び、日本に新技術を導入していったのです。このように学会には個々の成果発表の場であるだけでなく、皆が一体となって進歩の階段をワンステップ上がる場であるという重要な使命があります。本総会もそういう場であって欲しいと願い、第一会場を総会の中心と位置づけ、今回のテーマである“未来の造血細胞移植”を皆で考える場にしたいと、海外では当たり前ですが、日本の学会では極めて珍しい3面スクリーンにブルーの照明としました。これも私の意図を汲み取ってくれた運営スタッフの素晴らしい演出でした。

この第一会場に世界最先端の演者を配したシンポジウムを絶え間なく流しました。会長シンポジウムでは聴衆820名という、調べた限りでは一会場での過去最高記録となりました。シンポジウム演者計18名のうち11名が海外演者であり、また世界をリードできる学会でありたいと願い、必然的に、本学会初めての試みですが、全シンポジウムを英語化しました。

企業の皆さまも本当によく協力して頂き熱気を肌で感じました。ランチも足りなくなって、スイーツ、ブレイクファストセミナーを増設して対応しました。早朝から集客も好調

で、スイーツは空港で買うような北海道銘菓のおしゃれな袋詰めが大変好評でした。

冬で荷物が多い参加者への心遣いとして、コートを持ち運べる“クローク・バック”、“ポケットプログラム”も準備しました。また有志による「てしめし編集委員会」が組織され、手作りの札幌グルメ冊子「てしめし」が配布されました。今回、多くの参加者から「細やかな心遣い、手作り感が素晴らしかった」とお褒めの言葉を頂いたのはこのあたりの工夫にあったのだろうと思います。

冬の北海道なので心配しましたが、多くの演題、参加者が集まり、幸い天候にも恵まれました。優れた発表に敬意を表すため、プレナリーセッションを初めて設けました。皆が襟を直し、次代を担う若者の発表にエールを送ることができて大変良かったと思います。

会長招宴はエルムガーデンで行いました。庭園に氷で作られた特設のアイス・バーでのウェルカムドリンクを楽しんで頂き、総ガラス張りの大広間で、ライトアップされた美しい雪化粧の庭園を眺めながら、北海道らしいお酒と食事を楽しんで頂きました。特に海外演者の方たちには大変喜んで頂きました。

本総会初の企画としてオープニングセレモニーを行いました。どれだけ参加者があるのかスタッフ一同不安の時でしたが、蓋を開けると想定外の900名弱の参加で満席、立ち見多数でした。北海若集太鼓による和太鼓スペシャルパフォーマンス、そして北大手作りビデオメッセージから、会長挨拶へと続きました。スタッフ一同感激した瞬間でした。

懇親会では、同門会員の御令嬢でプロピアニスト石黒由佳さんたちのピアノと弦楽器の演奏や北大血液内科作成ショートムービーで盛り上がりました。想定の2倍の350名超の参加があり、急遽会場を広げ、料理追加発注を2回行いましたが、それでも足りないほどの盛況ぶりでした。

時に陽が差す爽やかな冬の朝で、天気が最後まで持ちこたえてくれた最終日に公開市民講座を行いました。さまざまな口コミにより参加者は360名超の立ち見状態で大変に好評でした。そしてすべてが終わり、この3日間、いや3年間の最終章であるスタッフ打ち上げの時を迎えました。医局員が学会の合間に撮影、編集してくれた「学会打ち上げ」ビデオが上映されました。笑顔、笑顔、感極まって潤むスタッフたち。そしてすべては終わりました。このビデオは北大血液内科のHPに公開していますのでぜひ御覧下さい。

本学会総会では、一本筋の通った信念を、テーマ、ポスターで可視化し、スタッフ全員がこれを肌で感じ、決してぶれることなく企画、運営することができました。多くの参加者から「細かな工夫や気配りが感じられ、内容も充実した素晴らしい学会でした」との言葉を頂きました。この学会は、北大血液内科、運営スタッフ、そして有志の仲間による「チームてっしー」の手作りの学会でした。皆さんの一生の思い出となりましたら幸いです。



平成30学会年度評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

第40回日本造血細胞移植学会総会の会期中に開催された理事会並びに評議員会・社員総会において審議・承認され、同時開催されました会員集会で報告されました事項(一部、総会後の理事会審議にて承認された事項含む)をお知らせいたします。

I. 事業並びに会計について

平成29学会年度事業報告並びに会計中間決算案、平成30学会年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：平成29学会年度中間決算案、平成30学会年度予算案

特別会計：平成29学会年度中間決算案、平成30学会年度予算案

- ・造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元登録・フォローアップ事業
- ・造血幹細胞ドナー(血縁・非血縁の骨髄、末梢血)採取事例フォローアップ事業
- ・学術集会事業
- ・臨床研究推進事業
- ・認定医制度事業
- ・看護師研修事業
- ・第39回日本造血細胞移植学会総会(平成29学会年度中間決算案)
- ・第41回日本造血細胞移植学会総会(平成31学会年度予算案)

II. 定款施行細則の改定について

定款施行細則の改定について審議され、決定・承認されました(別頁並びに学会ホームページ参照)。

III. 新役員、新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

平成30学会年度からの理事(改選)、評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

1. 理事(改選10名)：

(内科)赤塚美樹、一戸辰夫、高橋 聡、田中淳司、中尾眞二、張替秀郎、前田嘉信、宮本敏浩、森 毅彦 (小児科)井上雅美 (看護部)森 文子

2. 新評議員(14名)：

(医 師)森下喬允、鍛塚八千代、中根孝彦、尾関和貴、後藤裕明、東梅友美、横山明弘、西脇聡史、後藤辰徳、新井文子、福島健太郎
(コメディカル)曾我賢彦、川口真理子、濱田のぞみ

3. 次々期総会会長(平成33年度・第43回学会総会)：

田中淳司(東京女子医科大学 血液内科学講座)

4. 新名誉会員：谷本光音

5. 新功労会員：秋山秀樹、東 英一、荒木光子、岸 賢治、高上洋一、直江知樹、花田良二、三輪哲義

6. 各種委員会 新委員長・新委員：

1) 編集委員会：前田嘉信(新委員長)、森 文子

2) 理事・評議員選任委員会：豊嶋崇徳(新委員長・役職委員)、井上雅美(新副委員長・役職委員)、高橋 聡、田中淳司、張替秀郎、矢部普正

3) 在り方委員会：谷口修一(役職委員)、村田 誠

4) 臨床研究委員会：石山 謙、加藤元博、黒澤彩子、名和由一郎、三井哲夫

5) ドナー委員会：張替秀郎(新委員長)、上田恭典、田中正嗣、山崎理絵、大井 恵

6) 看護部会：高坂久美子(新委員長)、八島朋子(新副委員長)、西本仁美、木曾夕美子、清水裕子

- 7) 社保委員会：杉田純一、森 文子、坂田尚己
 8) HCTC委員会：後藤秀樹、高坂久美子、高橋郁名代、大西 康、水島由美子
 9) 財務委員会：谷口修一(役職委員)、高坂久美子(役職委員)
 10) 放射線事故対策委員会：一戸辰夫、宮崎泰司
 11) 学術集会企画委員会：井上雅美(役職)、高橋 聡(役職)、川口真理子
 12) 年次集会プログラム委員会：井上雅美(委員長)、安井昌博(副委員長)、藤岡龍哉、池亀和博、
 中前博久、烏野隆博、坂田尚己、藤崎弘之、川口真理子、
 石川 淳、前田哲生、澤田明久、芦田隆司、橋井佳子、石井一慶

7. 認定HCTC(平成29年3月9日認定)：

兼子照美、木村聡己、永井有香、加藤美恵子、毛利志帆、迫田裕子、小出利江、高杉淑子、田中館麻美、須藤 薫

なお、次期総会会長(平成32年度・第42回学術集会)：谷口修一(国家公務員共済組合連合会虎の門病院 血液内科)につきましては、昨年度既に決定しております。また、役員、各種委員会委員の名簿につきましては、学会ホームページをご参照ください(4月下旬頃更新予定)。

IV. 表彰等について

第40回日本造血細胞移植学会総会 会員懇親会(2月2日)会場におきまして、以下の表彰式が行われました。賞名称、受賞者の方は以下の通りです。

<第39回日本造血細胞移植学会総会奨励賞 受賞者(敬称略、順不同)>

黒澤修兵、藤 重夫、赤星 佑、小山大輔、中嶋祥平

<JSHCT Working Group Research Award(敬称略、順不同)>

新井康之、青木 淳、藤 重夫

《平成31学会年度・第41回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：井上雅美(大阪母子医療センター 血液・腫瘍科)

会 期：平成31年(2019年)3月7日(木)～3月9日(土)

会 場：グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)

平成29年度新規認定 日本造血細胞移植学会造血細胞移植認定医

Board Certified Member of the Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

平成29年度新規認定医に申請され書類審査と口頭試験に合格し認定された60名です。

認定・専門医制度委員会

2018年4月1日付

飯岡 大	伊川 泰広	井谷 和人	井上 彰子	今中 亮太	今村 勝
岩崎 純子	梅澤 佳央	岡田 賢	奥野はるな	加藤 格	門脇 賢典
亀田 和明	川島 希	河田 英里	河野 一郎	川原 勇太	北川 順一
木元 弥生	草壁 信輔	甲田 祐也	後藤亜香利	小沼 祐一	近藤 敏範
近藤 恭夫	齋藤 敦郎	斉藤 千鶴	佐竹 敦志	佐分利益穂	清水真理子
新垣 清登	芹澤憲太郎	高木 正稔	玉井 勇人	遠山 和博	外山 高朗
中村 剛之	成田 敦	錦井 秀和	西脇 嘉一	長谷川大輔	服部 憲路
浜田 聡	林 清人	原崎 頼子	原田 介斗	日野もえ子	日野裕太郎
深津 有佑	深野 玲司	藤田 真也	古館 和季	堀越 泰雄	眞弓あずさ
森重 聡	山根 裕介	由井 俊輔	吉澤成一郎	吉田 晶代	吉村 卓朗

(敬称略、五十音順)

ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／ 二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

ワーキンググループ(WG) 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新規メンバーを募集いたします。奮ってご参加ください。

なお、メンバーには資格条件がありますので、日本造血細胞移植学会ホームページの「ワーキンググループ(WG)」ページより「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。

また、会員歴が不足する若手研究者の2020年までの特例措置もございますので、こちらも併せてご確認ください。

現在参加中のワーキンググループを異動したい場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

【WG新規メンバー応募方法】

日本造血細胞移植学会ホームページより申請フォームにて応募

- 申込期限 2018年5月31日(木) 締切

【WG異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

- 申込期限 2018年5月31日(木) 締切
- E mail 送信先 jdchct-dc@jdchct.or.jp

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

二次調査実施のお知らせとご協力のお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2018年度実施：4研究)

WG15 固形腫瘍 『骨肉腫への移植治療に関する検討』

東京大学医学部附属病院 小児科 半谷まゆみ

WG19 GVHD 予防法と GVHD 『同種臍帯血移植における methotrexate (MTX) および mycophenolate mofetil (MMF) の投与量に関する後方視的検討』

名古屋大学医学部附属病院 血液内科 寺倉精太郎

WG20 GVHD 以外の移植関連合併症 『自己造血回復後の染色体異常の出現と臨床経過についての検討』

国立成育医療研究センター 小児がんセンター 加藤 元博

データ利用申請 U2018-01 『同種造血幹細胞移植における HIV 感染の影響』

京都大学医学部附属病院 血液内科 吉永 則良

一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条 (名称)

本法人は、一般社団法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略：JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条 (目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条 (事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

第4条 (事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

第5条 (事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条 (公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条 (種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員

第10条 (役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々次期総会会長は2年後の、次々次期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情

を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第13条(役員の任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員の任期は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

第14条(評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会 議

第15条(理事会の構成)

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々次期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条(理事会の権能)

1. 理事会は、次の職務を行う。
 - 1) 本法人の業務執行の決定
 - 2) 理事の職務執行の監督
 - 3) 理事長の選任及び解任
 - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - 2) 多額の借財
 - 3) 重要な使用人の選任及び解任
 - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 6) 第12条8項に定める責任の免除

第17条(理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めるとき
 - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条(理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決すところによる。

第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めるとき
 - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思を表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第27条(委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

第Ⅵ章 会員集会上および学術集会上**第28条(会員集会上)**

1. 全会員を対象とする会員集会上を年次学術集会上の期間中に開催する。
2. 会員集会上は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会上では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第29条(学術集会上)

1. 年次学術集会上は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会上プログラム構成は総会会長と年次集会上プログラム委員会と学術集会上企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会上以外の学術集会上を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会上は一般公開とする。

第Ⅶ章 基金**第30条(基金の総額)**

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第31条(基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第32条(基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会計**第33条(事業年度)**

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第34条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第35条(剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

第36条(会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第Ⅸ章 解散**第37条(解散)**

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

第38条(残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第Ⅹ章 補則**第39条(最初の事業年度)**

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第40条(最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所

氏名 小 寺 良 尚

住所

氏名 加 藤 俊 一

住所

氏名 河 敬 世

住所

氏名 谷 本 光 音

住所

氏名 坂 卷 壽

住所

氏名 岡 村 純

住所

氏名 金 丸 昭 久

第41条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所

氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所

氏名 加 藤 俊 一

理事

住所

氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所

氏名 池 田 康 夫

理事

住所

氏名 今 村 雅 寛
 理事 住所
 氏名 岡 本 真一郎
 理事 住所
 氏名 尾 上 裕 子
 理事 住所
 氏名 岡 村 純
 理事 住所
 氏名 加 藤 剛 二
 理事 住所
 氏名 河 敬 世
 理事 住所
 氏名 小 島 勢 二
 理事 住所
 氏名 塩 原 信太郎
 理事 住所
 氏名 澄 川 美 智
 理事 住所
 氏名 谷 本 光 音
 理事 住所
 氏名 土 田 昌 宏
 理事 住所
 氏名 中 畑 龍 俊
 理事 住所
 氏名 原 田 実 根
 理事 住所
 氏名 森 下 剛 久
 理事 住所
 氏名 森 島 泰 雄
 会長 住所
 氏名 坂 卷 壽
 監事 住所
 氏名 金 丸 昭 久
 監事 住所
 氏名 気賀沢 寿 人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小 寺 良 尚
 社員 加 藤 俊 一
 社員 河 敬 世
 社員 谷 本 光 音
 社員 坂 卷 壽
 社員 岡 村 純
 社員 金 丸 昭 久

付則

平成18年3月 9日設立
 平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)
 平成21年2月 4日改定
 平成22年2月18日改定
 平成23年3月 8日改定
 平成25年3月 9日改定
 平成26年3月 9日改定
 平成27年3月 7日改定

一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

第Ⅰ章 入会、休会及び退会

第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

第Ⅱ章 会費

第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功勞会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 500,000円以上

第Ⅲ章 理事の選任

第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び日本造血細胞移植学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は5名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、領域別に、原則、内科系3名、小児科系1名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者から1名、及び特別枠4名を別に定める選出規程に基づき当選者とし、得票数が同数の場合には、地域性・分野・一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数・年齢などを考慮して委員会で当選者を決定する。原則として同一施設から複数の理事が選出されることは避ける。
9. 特別枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。選出方法の詳細は、領域別・特別枠含め、理事会が選出規程に定め、公開する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。ただし、1期目を終了する年の4月1日時点の年齢が64歳以上となる理事については1期2年間で終了することとし、このことに伴い、当該年の理事の選出数が理事定員の半数を超えるまたは半数に満たなくなる場合は、これを許容する。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

第Ⅳ章 監事の選任

第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は3名以内とする。
2. 監事の選任にあたっては評議員を被選挙人として理事選挙とは独立して選挙を行う。3. 立候補は自薦とするが自薦による立候補者がいない場合は理事評議員選任委員会が推薦する。
4. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
5. 監事の任期は4年とする。
6. 第3項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
7. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、第4項、及び第6項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条5項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

第Ⅴ章 理事長の選任

第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

第Ⅵ章 学会会長の選任

第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

第Ⅶ章 学術総会会長の選任

第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

第Ⅷ章 評議員の選任

第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コミディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

第Ⅸ章 委員会

第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。
 - 1) 理事評議員選任委員会
 - 2) 倫理審査委員会
 - 3) 社保委員会
 - 4) ガイドライン委員会
 - 5) 臨床研究委員会
 - 6) 看護部会
 - 7) 編集委員会
 - 8) 広報委員会
 - 9) 在り方委員会
 - 10) ドナー委員会
 - 11) 認定・専門医制度委員会
 - 12) 国際委員会
 - 13) 造血細胞移植コーディネーター委員会
 - 14) 放射線事故対策委員会
 - 15) 年次集会プログラム委員会
 - 16) 学術集会企画委員会
 - 17) 財務委員会
 - 18) 造血細胞移植登録一元管理委員会
 - 19) 移植施設認定委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

第Ⅹ章 改正

第14条 (改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。
14. 本施行細則は平成28年3月5日に改定された。
15. 本施行細則は平成29年3月4日に改定された。
15. 本施行細則は平成30年2月3日に改定された。

看護部会企画 第40回日本造血細胞移植学会総会 報告(看護部会)

看護部会委員 山田 千津子
(北海道大学病院)

第40回日本造血細胞移植学会は、例年より一ヶ月早く2月1日から3日、札幌でロイトン札幌、さっぽろ芸文館、札幌市教育文化会館の3会場で開催しました。真冬の札幌で天候を心配しましたが、2995名の方が参加されました。主催校による冬の歩き方、観光案内スライド、札幌グルメ冊子「てしめし」など手作り感満載で学会は進みました。

看護部門の演題発表は、87題でした。一般講演9題、示説78題で、移植後長期フォローアップ外来に関する内容や移植看護、看護教育、意思決定支援など発表され、活発に意見交換されました。

看護シンポジウムでは、学会テーマである「未来の造血細胞移植」を受けて、シンポジウムテーマを「未来の移植を支える人材育成」としました。各施設内では人事異動・ライフイベントに伴う退職などで人材育成に悩まれています。安全安心な看護ケア提供をすすめる育成方法や課題の理解、移植看護を実践していく上で求められている全国的な実践能力を理解し、看護師が自己課題を持ち取り組めたらと考えました。また、移植をしていない関連病院での移植患者のフォローアップを進める必要性を考えました。看護部委員会が取り組んでいる「造血細胞移植看護に関わる看護師のクリニカルリーダー」活用し人材育成に取り組まれている指導者の立場、看護管理者の立場、医師の立場、看護部委員会研修の歩みと未来についてお話いただき、現状と課題を改めて確認することができました。

看護ブラッシュアップ研修では、造血幹細胞移植後の栄養管理から退院後の生活に根ざした長期的な栄養支援や思春期若年成人期患者の栄養管理の現状などから支援について学び、LTFU外来に活かせるように考え企画しました。

教育講演は成人と小児2つを企画し、1として「同種移植後長期生存患者のQOL」について、ときわ会常盤病院大島由子先生にご講演いただきました。2として「入院時から復学支援をおこなうための患児家族・教員・医療者の関係づくり」について、東京大学大学院上別府圭子先生にご講演いただきました。

看護グループミーティングでは、第39回で実施した12テーマを各8人1グループとして2グループとして24グループ作成し、たくさんの方が参加してディスカッションができればと計画しました。実際は、妊孕性・就学支援が1グループでディスカッションしました。次回は、テーマに合わせてグループ数を増やし、より多くの方が参加できる機会を作りたいと考えています。

学会総会は、全国の移植施設の実践内容の理解や教育講演などのセッション、研究内容からエビデンスを得て、今後の移植看護場面で活用していく機会となり、各施設組織の成長につながると思われました。今後も次回大阪学会に向けて、皆様に役立てられるように、看護部会一同努力いたします。

私の選んだ重要論文

FLT3-ITD 変異陽性 AML を移植してからさらに TKI で治す

Sorafenib promotes graft-versus-leukemia activity in mice and humans through IL-15 production in FLT3-ITD-mutant leukemia cells.

Mathew NR, et al.

Nat Med. 2018 Mar;24 (3) :282-291. doi: 10.1038/nm.4484. Epub 2018 Feb 12.

PMID: 29431743

FLT3-ITD 変異は急性骨髄性白血病 (AML) の 4 人に 1 人の割合で陽性となるチロシンキナーゼの遺伝子変異である。この遺伝子変異は再発リスクの高い遺伝子異常のひとつとして同定され、以来、初発時の染色体検査で正常核型であっても、その中に再発率の高い集団が一定の頻度で認められるということを知らしめた¹⁻³⁾。この再発のしやすさをもってハイリスクとし、造血幹細胞移植をすることで再発率が 50% 以上から 31% に下がる⁴⁾。この再発率は本質的にまだ十分低いとは言えない。そこで FLT3 チロシンキナーゼ阻害剤 (TKI) を用いた戦略が当然考えられた。

現在最も臨床的有用性が検証されている TKI は、マルチキナーゼ阻害の薬効が名だたる sorafenib であろう⁴⁾。FLT3-ITD 変異陽性 AML に対する sorafenib の前臨床での薬理学的効果を踏まえて、臨床応用された際には、通常の化学療法に併用すると併用しない群に比べて奏効率や無病生存が改善するものの全生存に差がみられなかった⁵⁾。一方、同種造血幹細胞移植後の維持療法の設定で sorafenib の効果を試したところ、良好な結果が得られた⁶⁾。これは、sorafenib が移植後の同種免疫反応を促進すること、および血球減少期に血球の FLT3 リガンドの発現が増すことにより効果が増幅したものと考えられた。このような臨床的観察を裏付ける報告が、今回紹介する最新号の Nat Med の報告である⁷⁾。

彼らは FLT3-ITD 変異 AML のマウスモデルに同種マウスの T 細胞を用いて造血幹細胞移植を行い、sorafenib 投与を試したところ IL-15 が産生され、sorafenib 非投与群より長期生存することが分かった。Sorafenib は輸注されたドナー T 細胞の活性化には影響を与えておらず、IL-15 の産生は白血病細胞そのものからであることが分かった。しかしながら一方でこのマウスモデルでは sorafenib 投与による GVHD 誘発でマウスがかえって早死にすることが分かり、臨床現場では GVHD が重症化しない程度の至適 sorafenib 投与量を調整する必要があると考えられた。IL-15 産生の機序は、sorafenib が白血病細胞内での ATF4 に抑制的に働き、IRF-7 のリン酸化が起こって IL-15 mRNA の転写が行われることをヒトの FLT3-ITD 変異白血病細胞株を使って確かめている。そして最後に実際の移植後再発した FLT3-ITD 変異 AML 症例において、sorafenib (+DLI) 奏功群で IL-15 や IFN- γ の産生が増加していることを確認している。また移植後 sorafenib 奏功群において T 細胞の多様性が低下していることや、CD8⁺ memory T 細胞発達の特異的マーカーが上昇していることを示し、IL-15 を介した memory T 細胞による免疫の活性化が誘導されていることを示した。

Sorafenib が移植後の状態で奏功しやすいことが示され、また白血病細胞自身の IRF7-IL-15 経路の活性化を用いた抗腫瘍活性機序が確認されたことから、今後、移植後の免疫療法に sorafenib が活用される展開が予想される⁸⁾。

1) N Engl J Med 2008; 358:1909

2) Cell 2012;150:264

3) N Engl J Med 2016;374:2209

4) Bone Marrow Transplant 2017;52:344

5) Lancet Oncol 2015;16:1691

6) Br J Haematol 2016;175:496

7) Nat Med. 2018;24:282

8) Cancer. 2018 Mar 6. doi: 10.1002/cncr.31295. [Epub ahead of print]

施設紹介

公益財団法人慈愛会 今村総合病院 血液内科

宇都宮 與

当院は、旧鹿児島空港跡地の鹿児島市鴨池新町にあります。火山のカルデラ湖である錦江湾に面し、正面には雄大な桜島がそびえます。当院の血液内科は、1984年今村病院分院が開設された時に今村病院(現いづろ今村病院)から移動し、血液内科病床は27床でスタートしました。造血細胞移植療法は、竹下武承先生、中原勝志先生が名古屋第一赤十字病院の小寺良尚先生のもとに国内留学し、1992年に同種骨髄移植から開始しました。当時外科や麻酔科はなく、内科と耳鼻科以外に診療科のなかった当院において骨髄移植の開始は驚くべきことでした。高塚祥芝先生が1997年名古屋第一赤十字病院の研修終了後当院に入職し、造血細胞移植療法の発展に繋がりました。2008年に病棟の増築と同時に20床のバイオクリーン病棟(クラス10000)が完成し、造血細胞移植症例が急激に増加しました。

2017年6月には新病棟が完成(写真1A)し、病院名も今村病院分院から今村総合病院へと変更しました。血液内科病棟は最上階の8階にあり、クラス1000のバイオクリーン病棟の東病棟(22床)と西病棟(38床、内5床はクラス10000)からなります。病棟は、地域に開かれた病院という新病棟のコンセプトに基づき、オープンカウンターのスタッフステーション(写真1B)を配置し、また、自然彩光をふんだんに取り入れる造りにもなっています。現在、血液内科は、常勤医7名と非常勤医3名の診療体制で、造血細胞移植療法は東京虎の門病院で谷口修一先生の薫陶を受けた中野伸亮造血細胞移植部長を中心に行っています(写真2)。2017年の造血細胞移植実施件数は47件で、同種移植37件(骨髄移植3件、末梢血幹細胞移植3件、臍帯血移植31件)、自家末梢血幹細胞移植10件でした。骨髄採取件数は、7件(血縁ドナー2件、骨髄バンクドナー5件)でした。2017年は当院で造血細胞移植を開始して25周年にあたり、移植件数も同年2月で500件に達しました。

当院の特徴としては、九州に多い疾患の成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)が、入院患者の約30%と最も多く、移植症例もATLが約30%を占めます。ATLは、化学療法に抵抗性であり、予後も不良であります。ATL患者の予後改善のため多くの臨床研究・臨床試験、治験などに参加しています。特に現時点でATLの治癒を目指す唯一の治療法として注目を浴びている造血細胞移植療法は、多くの臨床研究や臨床試験を行っております。治療成績の向上のために多職種の協力によるチーム医療を実践しています。

2018年4月に血液内科のスタッフの大幅な異動がありましたが、新体制で鹿児島の造血細胞移植療法の維持・発展を目指します。



写真1



写真2

2度目の冬を越えて

福島県立医科大学 血液内科学講座 池添 隆之

この5月で高知から福島に異動して丸2年になります。今まさに二度目の冬が終わり、研究棟の中庭の木々が陽光にさらされて新芽を吹きだしたところです。長くて寒さの厳しい冬を経験すると、春とはこれほどまでに美しくすばらしいものかと、春を迎えた時の喜びはひとしおです。

ご存知の方もいるかもしれませんが、ここ福島県は県民1000人当たりのドナー登録数が沖縄に次いで全国で2番目に多い県です。これは2011年に起きた東北大震災・原発事故の前後を問わず高い水準で続いています。県民の皆さんの、どんなことも受け入れられる寛容性や、困難な状況にあっても決して折れずに頑張る強い力には敬服いたします。

2016年12月に新病棟が完成し、移植ベットの増床に伴い本院での移植症例数も大きく増加しています。これまで関東圏の病院に移植をお願いしていたケースも多々あったようですが、何とか県内で対応できるよう、近隣の北福島医療センターなどの関連病院とも連携しながらコンソーシアムを構築しているところです。先日は、これまでにわれわれの施設とお付き合いのなかったいわき市の常磐病院からも同種移植のご依頼を頂き、うれしい限りです。森甚一先生、ありがとうございました！

さて、私の移植医としての歩みを振り返りたいと思います。2002年にアメリカ留学から帰局した当時、大学病院では砥谷和人先生が国立がん研究センター中央病院で学んできた移植医療を軌道に乗せるため奮闘していました。朝から夜遅くまで懸命に頑張っている砥谷先生の医療行為を見て同種移植の基本を学びました。高知大学附属病院でさい帯血移植を始めたのは2012年のことです。当時、虎の病院にいた和氣敦先生(現・虎の門病院分院 血液内科部長)や香川大学血液内科講師の田坂大象先生(川崎医科大学血液内科准教授を経て現・埼玉医科大学総合医療センター輸血部教授)から電話やメールでそのノウハウを教えてくださいました。また、愛媛県立中央病院血液内科部長の名和由一郎先生、徳島県立中央病院血液内科部長尾崎修一先生、前述の田坂大象先生達とは定期的に香川県高松市で移植の勉強会を開き、夜中までお酒を飲みながら勉強に励みました。いつも最後はおきまりのうどん屋で、カレーうどんをすすりながら熱く議論しました。田坂先生と私が四国外に異動したこともあり、開催場所は各地を転々としていますが、今でもこの会は「うどんの会」として年に1回開催されています。移植医療を通じて得ることのできた、多くのかけがえのない血液内科医仲間は私の人生の宝物となりました。

私に関わった高知の移植患者さんは高知大学附属病院血液内科助教・森正和先生に託してきました。時折、患者さんご自身やそのご家族から、お元気に過ごしている近況をお手紙で知らせて頂きます。このようなお便りは私のエネルギーの源です。無力感しか残らない辛い負け戦もたくさん経験しましたが、患者さんが厳しい移植後合併症を乗り切り、社会に復帰できた時の心の底からの喜びは何事にも代えがたいものです。この移植医療の醍醐味を学生や研修医に伝えていくのが私の使命の一つと肝に銘じて頑張っています。最後になりますが、現在共に移植医療に汗を流してくれている福島県立医科大学附属病院の血液内科医師、看護師をはじめとする医療スタッフに感謝しつつ筆を置きたいと思います。

次号予告

今回は、日本大学医学部血液膠原病内科学分野 八田 善弘 先生です！

各種委員会からのお知らせ

【ガイドライン委員会】

2016年7月より造血細胞移植ガイドラインの改訂を開始しました。現在までに、「造血細胞移植後の感染管理(第4版)」、「真菌感染症の予防と治療(第1版)」、「SOS-TMA(第1版)」、「EBウイルス関連リンパ増殖症(第1版)」、「HHV-6(第1版)」、「ヘルペスウイルス感染症(第1版)」、「原発性免疫不全症(第2版)」、「成人T細胞性白血病・リンパ腫(第1版)」のガイドラインを改訂しました。[日本造血細胞移植学会ホームページ](#)よりダウンロードが可能です。日常の移植治療にお役立てください。

委員長 宮本 敏浩

【移植施設認定医委員会】

2016年6月より非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定(移植施設認定)を進め、2018年3月末(旧基準による認定診療科への移行期限)までに、240診療科(low volume centers 18診療科を含む)を認定いたしました。また2018年3月31日付けで本基準による認定に、下表の認定カテゴリーを設定するとともに、カテゴリー1に区分される診療科一覧と合わせて本学会HPにて公開いたしました。

移植施設認定の認定カテゴリー

1	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準の全ての項目を満たす診療科
2	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準のうち、看護師(基準 3.3.1 および 3.3.2)、移植認定医(基準 3.2.1)、HCTC(基準 3.4.3)、以外の全ての項目を満たす診療科
3	日本造血細胞移植学会の定める移植施設認定基準のうち、看護師(基準 3.3.1 および 3.3.2)、移植認定医(基準 3.2.1)、HCTC(基準 3.4.3)および移植実績(基準 4.1 および 4.2)以外の全ての項目を満たす診療科(Low Volume Center がこれにあたる)

今後は、毎年1月に実施する年次調査(移植件数と診療体制を確認)により状況を把握しながら、5年程度を目標に、看護師、移植認定医、HCTCの各基準も含めた全ての認定基準の必須化を検討していく予定です。

委員長 岡本 真一郎

【造血細胞移植コーディネーター(HCTC)委員会】

平成29年度の認定審査で新たに10名の認定HCTCが誕生し、全国における現役の認定資格保持者数は53名となりました。平成30年度の診療報酬改定において、「コーディネート体制充実加算」1500点が新設され、学会が定める基準を満たす移植施設においてこの加算が可能となったことは、多くの関係者の努力が結実した成果であり、本委員会の歴代委員を代表し、深く感謝を表意いたします。この好個の時期に合わせ、本委員会の編集による造血細胞移植チーム医療の入

門書(「チーム医療のための造血細胞移植ガイドブック(仮)」)が5月に出版される予定です。今後も、多くの施設でHCTCの皆さんが活躍できるように精進を重ねる決意ですので、会員の皆様におかれましては、引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

委員長 一戸 辰夫

【看護部会】

平成30年度同種造血細胞移植後フォローアップのための看護師研修会受講申込みを開始しています。

今年度は、2回開催します。申込み締切は4月20日となっています。[学会ホームページ](#)をご確認の上お申込みください。

委員長 高坂 久美子

JSHCT事務局より

●平成30学会度年会費について

近日中に平成30学会年度年会費請求書を郵送させていただきますので、お受け取りになりましたら、お早目にご納入いただきますようお願い致します。

●ご登録いただいているメールアドレスについて

本学会では、皆様に対する各種ご案内の多くをEメールにて配信しておりますが、昨今、アドレス変更の届出漏れが多く、メールが不達となる会員の方も多数みられます。一定期間、事務局からのメールが届いていない方は、一度、事務局(jshct_office@jshct.com)までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

●本学会会員情報へのご登録内容変更につきまして

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等本学会会員情報へのご登録内容に変更がございましたら、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

一般社団法人日本造血細胞移植学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内(〒461-0047)

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: jshct_office@jshct.com <http://www.jshct.com>